

## 地名のネット掲載は違法 あふれるネット上の差別情報に私たちは

9月27日、被差別部落の地名をネット上に掲載することは「差別を助長する行為」として削除などを求めた訴訟の判決が東京地裁でありました。

### 差別を助長する行為

判決では、「出身者が差別や誹謗中傷を受ける恐れがあり、プライバシーを違法に侵害する」として、該当部分のサイト削除や賠償金の支払いなどを命じました。

これまでも、被差別部落がどこかという情報は、人権を侵害する身元調査などでも悪用され、1970年代には地名を記した「部落地名総監」が出回り、多くの企業が採用などのために購入したことが判明して社会問題化し、法務省がその図書を回収しました。

近年では、ネットで地名が拡散され、検索すれば簡単に出自が暴かれることにつながっています。地名が公開されれば差別を助長する恐れがあるのは、歴史を踏まえても明らかです。

### 自分自身で考えること

部落差別だけではなく、様々な差別がネット上で拡散され、中には誤った情報や差別を助長するものも多くあります。

私たちは、ネット上の差別情報を見たとしても、自分自身で考え、「おかしいで」と言える力、差別や偏見・デマ情報を鵜呑みにしない力をつける必要があります。